

福津市一般（指名）競争入札参加資格審査申請書 （測量・建設コンサルタント等）

令和6・7年度において、貴市で行われる入札及び見積に参加する資格の審査を申請します。また、申請にあたり次の事項について誓約します。

1. この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ありません。
2. 福津市入札参加資格審査申請書提出要領の提出要件の1号から7号に該当しません。
3. 福津市暴力団等追放推進条例第4条の暴力団関係の調査のため、市が個人情報を取り扱うことを了承します。
4. 上記事項に背信した場合は、参加資格の取消し等の処分を受けても一切異議を申しません。

※日付を必ず記入してください。
(申請期間内の作成日)

令和 年 月 日

※商号又は名称、代表者役職名、氏名、
代表者の所在地を記入してください。

< 申請者 >

福津市長 原 崎 智 仁 様

(ふりがな) ()
会社名又は商号 _____

(ふりがな) ()
代表者氏名 (役職) _____ (氏名) _____

実印

※代表社印(実印)

(ふりがな) ()
所 在 地 _____

T E L _____
F A X _____

※代表番号若しくは契約担当部署
の連絡先を記入してください。

※ 申請年月日は申請書を提出する日を記入すること。

※ この申請書は本社で作成すること。申請者は本社の代表者であり印鑑は代表者印（実印）を押印のこと。

(測量・建設コンサル等用の申請書別紙)
測量等実績調書

※国等で使用する様式で同様の内容のものを既に作成している場合はその写しで可
(国交省様式については、「様式 1-2」及び「様式 1-3」の写しを提出してください。)

(様式2)

希望業種	業種区分	直前2年度分決算		直前1年度分決算		直前2ヶ年の年間平均実績高 (千円)							
		年 月から 年 月まで (千円)	4年4月から 5年3月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	5年4月から 6年3月まで (千円)								
10	測量		10,400		10,600				1	0	5	0	0
20	建築関係コンサルタント業務		0		0								0
30	土木関係建設コンサルタント業務		504,000		506,000				5	0	5	0	0
60	その他業務(環境調査)		600		400							5	0
	合計		515,000		517,000				5	1	6	0	0

1. 「希望業種」の欄には、第1希望業種に○を付けてください。

自己資本額

区 分	直前決算時 (千円)	剰余(欠損)金 処分 (千円)	計 (千円)	決算後の増減額 (千円)	計 (千円)
(うち外国資本) 払込資本金	30,000		30,000		3 0 0 0 0 0
準備金・積立金	50,000		50,000		5 0 0 0 0 0
次期繰越利益(欠損)金		20,000	20,000		2 0 0 0 0 0
計	80,000	20,000	100,000		1 0 0 0 0 0

常勤の職員数	技術職員	その他の職員	計
	10人	5人	15人

営業年数	40年
	40年

※業者カード(様式7)
総職員内訳と一致すること

※業者カード(様式7)
営業年数と一致すること

※業者カード(様式7)
第1希望欄と一致すること

※業者カード(様式7)
資本金額と一致すること

※業者カード(様式7)
自己資本金額と一致すること

誓約書

様式3)

※日付を必ず記入してください。
(申請期間内の作成日)

令和 年 月 日

福津市長 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

実印

私は、福津市が福津市暴力団等追放推進条例に基づき、公共工
とならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と
札、契約から排除していることを認識したうえで、別紙の記載事項に
解し、下記事項について、誓約いたします。

※様式1申請者欄に同じ

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し
立てを行いません。

記

- 1 工事請負契約書第48条の3(以下「暴力団排除条項」という。)第1項各号のいずれにも該当し
ません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等
の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 福津市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び暴力団排除条項第
1項各号に該当する者を下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同
じ。)としません。
- 4 暴力団排除条項第1項各号に該当する者を下請負人としていて、福津市から当該下請契約の
解除(当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下
「解除等」という。)を求められた場合は、解除等の求めに従います。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、別紙にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<工事請負契約書抜粋(暴力団排除条項)>

第48条の3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 発注者は、第7条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。)の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 受注者は、福津市指名停止等措置要綱(平成17年福津市告示第6号)に基づく指名停止の措置を受けている者及び第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人としてはならない。

- 2 受注者が第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約の解除(受注者が当該下請契約の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。)を求めることができる。
- 3 下請契約が解除されたことにより生じる下請契約当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(このページは提出不要です)

技術者名簿（測量・建設コンサルタント等）

（様式5）

	技術者氏名 （主な勤務先）	法令による免許等			経 験 年月数 （年. 月）	実 務 経 歴
		①名 称	② 登録番号等	③取得年月日 （年. 月. 日）		
1	()			. .	.	
2	()			. .	.	
3	()					
4	()					
5	()					
6	()					
7	()			. .	.	
8	()			. .	.	
9	()			. .	.	
10	()			. .	.	

※国等で使用する様式で同様の内容のものを既に作成している場合はその写し（任意様式）でかまいません。

記入上の注意点

1. 直接的かつ恒常的な雇用関係がある全技術者を記入してください。（第1希望のみ）
2. 営業所毎に作成してください。
3. 「法令による免許等」欄は、業務に関し法律等による免許または技術若しくは技能の認定を受けたものを記入してください。
4. 「実務経歴」欄は、最近の主なものを記入してください。

委任状

令和 年 月 日

福津市長 原崎 智仁 様

※様式1申請者欄に同じ

委任者

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

実印

私は、次の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

受任者

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

T E L

F A X

※使用印
(支店長等の印)

契約印

記

※業者カード(様式7)
受任者欄と一致すること

1. 委任事項

- (1) 入札、見積りに関する事項
- (2) 契約の締結に関する事項
- (3) 保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する事項
- (4) 代金の請求及び受領に関する事項
- (5) 復代理人選任に関する事項
- (6) その他、契約履行に関する一切の事項

2. 委任期間

自 令和 6年 10月 1日

至 令和 8年 9月 30日

<記載要領>

※年月日は申請書を提出する日を記入すること。

※委任者の印は代表印(実印)を押印すること。

業者カード(測量・建築)

どちらかにチェック

※申請時点で業者登録がない場合は新規

新規 更新

申請者 (本店等)	(ふりがな) 会社名又は商号	()
	代表者役職 氏名(ふりがな)	※様式1申請者欄に同じ
	所在地	(〒 -)
	TEL	
	FAX	- -
E-mail		
受任者 (支店等)	(ふりがな) 事業所名	()
	代表者役職 氏名(ふりがな)	※様式6受任者欄に同じ
	所在地	(〒 -)
	TEL	
	FAX	- -
E-mail		

※様式1申請者欄に同じ
入札の案内に使用するため、E-mailアドレスは必ずご記入ください。

※様式6受任者欄に同じ
入札の案内に使用するため、E-mailアドレスは必ずご記入ください。

希望順位 (1~3を記載)	大分類		第1希望業種の 直前2か年の平均実績高 505,000千円
	10	測量	
	20	建築関係コンサルタント業務(建築コン)	
1	30	土木関係建設コンサルタント業務(土木コン)	
	40	地質調査業務	
	50	補償関係コンサルタント業務(補償コン)	
2	60	その他業務	

土木コン希望の場合、現況報告書の部門の番号を囲むこと				補償コン希望の場合、現況報告書の部門の番号を囲むこと		その他業務希望の場合、番号のうち1つを囲むこと	
01	河川、砂防及び海岸・海洋	12	造園	01	土地調査	01	土地家屋調査士
02	港湾及び空港	13	都市計画及び地方計画	02	土地評価	02	不動産鑑定
03	電力土木	14	地質	03	物件	03	下水道管渠調査
04	道路	15	土質及び基礎	04	機械工作物	04	漏水調査
05	鉄道	16	鋼構造物及びコンクリート	05	営業補償・特殊補償	05	環境調査(水質、騒音、アスベスト等)
06	上水道及び工業用水道	17	トンネル	06	事業損失		
07	下水道	18	施工計画、施工設備及び積算	07	補償関連		
08	農業土木	19	建設環境	08	総合補償		
09	森林土木	20	機械				
10	水産土木	21	電気電子				
11	廃棄物						

資本金	30,000千円(法人のみ)		
自己資本額	100,000千円(法人のみ)		
総職員内訳	技術者	10人	その他 5人 計 15人
営業年数	40年		

福岡県への競争入札参加資格登録 (申請日時点)	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無 ※「有」の場合、該当するものを 建設工事・ <u>附帯工事</u> (測量等)・物品・サービス関係
----------------------------	---

※必ずどちらかに○を付けてください。
「有」の場合は、役員等名簿の提出は必要ありません。

「福津市一般(指名)競争入札参加資格審査」提出書類チェック表(測量・建設コンサルタント等)

会社名	(ふりがな)
担当者TEL	※申請書類について確認する場合がありますので、ご担当者様の氏名及び連絡先を記入してください。

書類を確認(口でチェック)し、提出してください。添付書類の不足が1つでもあれば、受付できません。

番号	内容	備考	○:必ず提出 △:該当する場合のみ		貴社が チェック ※は両面印刷不可	福津市 確認欄
			法人	個人		
1	福津市一般(指名)競争入札参加資格審査申請書	様式1	○	○	<input type="checkbox"/> ※	A4サイズの縦2穴ファイルにとじこむ。 とじこまず、順番にクリップでとめる。
2	申請書別紙	様式2	○	○	<input type="checkbox"/>	
3	誓約書	様式3	○	○	<input type="checkbox"/> ※	
4	財務諸表	写し	○	○	<input type="checkbox"/>	
5	現況報告書(第1希望が土木関係建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントの場合のみ提出)	写し	△	△	<input type="checkbox"/>	
6	登録更新通知(第2・第3希望が土木関係建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントのみ提出)	写し	△	△	<input type="checkbox"/>	
7	測量・建設コンサルタント等実績調書	様式4	○	○	<input type="checkbox"/>	
8	技術者名簿(測量・建設コンサルタント等)	様式5	○	○	<input type="checkbox"/>	
9	(法人)商業登記簿謄本(令和6年4月1日以降発行分)	写し可	○	/	<input type="checkbox"/>	
	(個人)身元(身分)証明書(令和6年4月1日以降に本籍地で発行されたもの)	写し可	/	○	<input type="checkbox"/>	
10	登録等の証明書または通知書(営業上必要な登録・許可がある場合のみ)	写し	△	△	<input type="checkbox"/>	
11	未納(滞納)のない証明書(令和6年4月1日以降発行分)	/	/	/	/	
	① 国税(法人:様式その3の3、個人:様式その3の2)	写し可	○	○	<input type="checkbox"/>	
	② 都道府県税:未納(滞納)税額のない証明書	写し可	○	○	<input type="checkbox"/>	
	③ 市町村税:未納(滞納)税額のない証明書 代表者等個人分の③証明書(市内事業所登録のみ)	写し可	△	△	<input type="checkbox"/>	
12	委任状(支店へ委任し、支店登録を希望する場合のみ)	様式6	△	/	<input type="checkbox"/> ※	
13	官製はがき(宛名(郵便番号、住所、業者名)を記載)	/	○	○	<input type="checkbox"/>	
14	業者カード(測量・建設コンサルタント等)	様式7	○	○	<input type="checkbox"/> ※	
15	提出書類チェック表(本様式)	様式8	○	○	<input type="checkbox"/> ※	
16	役員等名簿(福岡県に業者登録があれば不要)	様式9	△	△	<input type="checkbox"/>	
17	男女共同参画の推進状況報告書(添付資料含む)	様式男女	○	○	<input type="checkbox"/>	

事業者 各位

福津市長 原 崎 智 仁
(市民生活部男女共同参画推進室)

入札参加資格審査申請に伴う男女共同参画推進状況の報告について（依頼）

福津市では、性別にかかわらず、全ての人が尊重され、認め支えあい、自分らしく心豊かに生活できる「男女がともに歩むまちづくり」を進めています。

「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」では、第6条において、「事業者等の責務」を定め、同条3項では、「市と工事請負などの業者登録をする場合に男女共同参画推進状況を届け出なければならない。」と規定しています。

これにより、福津市における指名競争入札等に参加を希望される場合、指名競争入札等参加資格審査申請時に「男女共同参画推進状況報告書」を提出していただくことが必須となります。

事業所の方々におかれましては、条例の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、ご報告いただいた内容につきましては、全登録業者の回答を集計してホームページ等で公表させていただきます。

また、特に先進的に男女共同参画の責務を遂行している事業者等に対しては、「推進モデル（条例第7条）」として推奨することも考えております。

内閣府男女共同参画局が現在強く推進している「女性の活躍推進」の観点から見れば、事業者等で実施される取り組みは、その土壌を築くものであります。

このことをご認識いただき、この報告書の提出を機会に、貴事業所における取り組みを見つめ直ししていただきながら、今後ともより良い職場環境の醸成に努めていただくことを重ねてお願い申し上げます。

問い合わせ 福津市 市民生活部

男女共同参画推進室 男女共同参画係
担当 末廣・花田

TEL 0940-43-8116

お願い

下記の3点につきまして、パンフレットや資料、規程などをご提供いただけるようでしたら、報告書といっしょに提出をお願いします。

- ①就業規則
- ②男女共同参画の視点で貴社独自の取り組みを実施されている場合は、その内容がわかる資料。
- ③従業員の育児・介護支援措置やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止、女性従業者への配慮について、国の基準を上回る内容で実施している場合は、その内容がわかる資料。

※報告書について確認する場合がありますので、内容を説明できる方の氏名及び連絡先を必ず記入してください。

令和 年 月 日

令和6年度 男女共同参画推進状況報告書

※日付を必ず記入してください。
(申請期間内の作成日)

事業所名			
所在地			
TEL	()	記入者	(部署)
FAX	()		(氏名)

福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例第6条第3項の規定に基づき、男女共同参画推進状況を報告します。 **※全ての質問に必ず回答を記入してください。**

1) 従業者(男女)の参画状況について

【該当のない項目については、必ず0(ゼロ)を記載してください。】

① 雇用に関して(貴社の規程に基づく)(令和6年4月1日現在)

項目	男性	女性
正規従業者数(管理者数を含む)	人	人
非正規従業者数	人	人
管理者数(管理職と位置付けされている者)	人	人
障害者雇用者数(障害者雇用促進法で定める)	人	人
前年度(令和5年度中)の新規採用者(正規従業者)数	人	人
正規従業者の平均勤続年数(1年未満切り捨て)	年	年
正規従業者の平均年齢(1歳未満切り捨て)	歳	歳
前年度(令和5年度中)の有給休暇の平均取得日数(1日未満切り捨て)	正規従業者	日
	非正規従業者	日

② 育児・介護等制度の利用状況について(前年度【令和5年度中】の数値を書いてください)

※必ず人数をご記入ください

LGBTQの観点から女性の欄を設けていません(Q&A参照)

項目	男性	女性
出産補助休暇の取得者数	該当者 人中、取得者 人	該当者 人中、取得者 人 <small>※育休、産休等ではありません(Q&A参照)</small>
育児休業の取得者数	該当者 人中、取得者 人	該当者 人中、取得者 人
子の看護休暇の取得者数	人	人
介護休業の取得者数	人	人

2) 男女共同参画推進の取り組みについて

① 育児・介護休業制度の整備に関して(該当する口にチェックしてください)

- 就業規則の中に記載している。※就業規則の添付をお願いします。
- 別に規則を定めている。※規則の添付をお願いします。
- 制度の整備は済んでいない。
- その他(具体的な内容) [

※規則(写し)が添付されていないケースが多く見受けられます。可能な限り提出をお願いします。

- ② 就業しながら育児又は介護をすることを容易にするために講じている措置に関して
 (項目ごとに表中の該当する番号に○を付けてください。なお、「実施している」場合は、措置の対象【育児・介護】にあわせて○を付けてください。)

措置項目	実施している			実施していない
	育児	介護	両方	
短時間勤務の制度【育児・介護】	1	2	3	4
フレックスタイム制【育児・介護】	1	2	3	4
始業・就業時刻の繰上げ、繰下げ【育児・介護】	1	2	3	4
所定外労働をさせない制度【育児・介護】	1	2	3	4
託児施設の設置および運営、その他これに準ずる便宜の供与【育児】	1			4
労働者が利用する介護サービス費用の助成、その他これに準ずる制度【介護】		2		4
深夜業を制限する制度【育児・介護】	1	2	3	4
子の看護のための休暇の措置【育児】	1			4
労働者の配置に関する配慮【育児・介護】	1	2	3	4
職業家庭両立推進者の選任【育児・介護】	1	2	3	4

- ③ セクハラやマタハラの防止及び女性従業者への配慮に関して
 (項目ごとに表中の該当する番号に○を付けてください。)

※実施していない項目は、必ず「4」に○を付けてください。

措置項目	実施している	実施していない
セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	1	2
セクシュアル・ハラスメント防止に関する方針を服務規程に明記	1	2
セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の設置	1	2
マタニティ・ハラスメントに関する周知・啓発	1	2
マタニティ・ハラスメント防止に関する方針を就業規則等に規定	1	2
マタニティ・ハラスメントに関する相談窓口の設置	1	2

- ④ 従業員の仕事と家庭の両立を支援するための取組に関して (該当する□にチェックしてください)

※実施していない項目は、必ず「2」に○を付けてください。

- 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）に基づき、
 または策定予定（令和 年 月 日予定）

※計画書（写し）を添付してください。

- 福岡県「子育て応援宣言」登録または更新をした（平成・令和 年 月 日）

※登録証（写し）を添付してください。

- 福岡県「介護応援宣言」登録または更新をした（平成・令和 年 月 日）

※登録証（写し）を添付してください。

- 該当するものはない

- その他（具体的な内容）

[

※計画書・登録証（写し）が添付されていないケースが多く見受けられます。可能な限り提出をお願いします。

男女共同参画推進状況報告書の書き方について Q & A

①全体について

Q. この書類の提出は必須か？

A. 条例に定めていますので、福津市に入札参加資格を届け出る場合は、大企業、個人事業、また市内・市外事業者にかかわらず、この書類の提出は必須です。

Q. 「工事・コンサル」と「物品・役務」の両方に入札参加資格を届け出る場合は、どちらにも書類を添付するのか？

A. はい。片方はコピーでも可です。

Q. 取り組みの内容で入札に有利・不利は生じるのか？

A. 全ての入札ではありませんが、一般競争入札には男女共同参画に関する項目が設けられる場合があります。また、今後、入札制度の改正が実施される場合に、取り組みの内容が考慮される可能性もあります。

②事業所について

Q. 本社は別にあるが、入札参加資格の届出を支社で行う場合、支社名や支社の従業者数等で良いのか？

A. 原則は本社の名前を記載し、全体の従業者数等になります。ただし、会社全体の把握が支社では困難な場合に限り、支社名や支社の従業者数等でも可とします。（その際は、支社のみであることが分かるよう、欄外にその旨を記入してください）

③記入者について

Q. 記入者とは？

A. この報告書を実際に記入した人です。後日、市からの問い合わせに応じられる人をお願いします。

④従業者について

Q. 4月1日現在の数が不明な場合は、どうすればよいのか？

A. 4月1日前後の最も近い日における集計数を記入してください。そして、余白に何月何日現在かを記入してください。

Q. 非正規従業者には、パート、アルバイト、嘱託、派遣は含まれるか？

A. 含みます。

Q. 管理者には社長も含まれるのか？

A. 被雇用者の人数を記入する欄ですので、社長等雇用側の人数は記入しません。ただし、家族経営等で専従家族を従業者に含めるか否かは、事業者の判断にお任せします。

Q. 重度の障害者を雇用している場合、障害者雇用者数はダブルカウントになるのか？

A. はい。

Q. 有給休暇の日数は、実際に取得した日数の平均か？

A. はい。

⑤育児・介護休業制度の整備について

Q. 育児・介護休業法について知りたい。

A. 厚生労働省のHP等をご参照ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103504.html>)

Q. 出産補助休暇および育児休業の該当者数とはなにか？

A. それぞれの休暇について、取得する権利があった従業員の数です。例えば、令和5年度中に従業員もしくはそのパートナーが出産した場合、従業員のお子さんの月齢が育児休業を取得できる月齢の範囲内にある場合などが該当します。

Q. 出産補助休暇について、女性の欄は必要ないのではないか？

A. LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の方々への配慮の観点から、独自に支援に取り組まれている事業所も想定されるため、女性にも記入欄を設けています。該当がなければ「0」を記入してください。

Q. 就業規則を全て添付すると、コピーが膨大になるので、一部抜粋でも良いか？

A. 必要な範囲を抜粋していただいて差し支えありません。ただし、事業者名が分かるように、1ページ目の余白に記入してください。

Q. 就業規則が社外秘です。

A. ご提出いただいた貴社規則につきましては、秘密厳守を第一とし、外部には一切提供いたしません。本報告の趣旨をご理解いただき、極力添付していただきますようお願いいたします。なお、その上でも添付が困難な場合は、欄外にその旨をご記入ください。

⑥セクハラ防止、マタハラ防止及び女性従業者への配慮に関して

Q. 職場におけるセクハラ・マタハラ対策について知りたい。

A. 厚生労働省HP等をご参照ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

⑦その他

Q. 「従業員の仕事と家庭の両立を支援するための取組に関して」は、一度取り組めば良いのか？また、今後取り組む予定の場合は？

A. 令和6年4月1日時点で有効な計画や登録についてご記入ください。

Q. 福岡県「子育て応援宣言」・「介護応援宣言」登録とは？

A. 企業・事業所のトップに、従業員の「仕事と子育て」との両立や「介護」との両立を支援するために、取り組む内容を宣言してもらい、県が登録する制度です。県外に本店を持つ事業者であっても、支店や営業所が県内にあれば、その支店や営業所で登録することができます。

詳しくは、福岡県HP (<https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp>) をご参照ください。

Q. 女性活躍推進法とは？

A. 厚生労働省HPの特集ページをご参照ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>)